

障害福祉サービス等事業所説明会資料 (共通編)

平成28年10月20日（木）

**大分市福祉保健部
障害福祉課**

目次

1 障害福祉サービスの体系と支給決定について ······	1
2 介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について ······	4
3 計画相談支援（サービス等利用計画）・障害児相談支援（障害児支援利用計画）について ······	9
4 サービスの更新について ······	14
5 サービスの利用契約について ······	18
6 利用者負担の上限額管理事務について ······	20
7 国保連請求について ······	28
8 報酬算定について ······	31
9 事故等報告について ······	33
10 事業者指定について ······	36
11 その他の留意事項について ······	40
12 大分市地域生活支援拠点等の整備推進事業について ······	56
13 障害者差別解消法について ······	64

1. 障害福祉サービスの体系と支給決定について

(1) 障害福祉サービスの分類について

①介護給付

障がいに起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援です。

②訓練等給付

障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援です。

③地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で市町村が実施する事業です。

④地域相談支援給付

地域生活への移行や地域生活の継続を支援します。

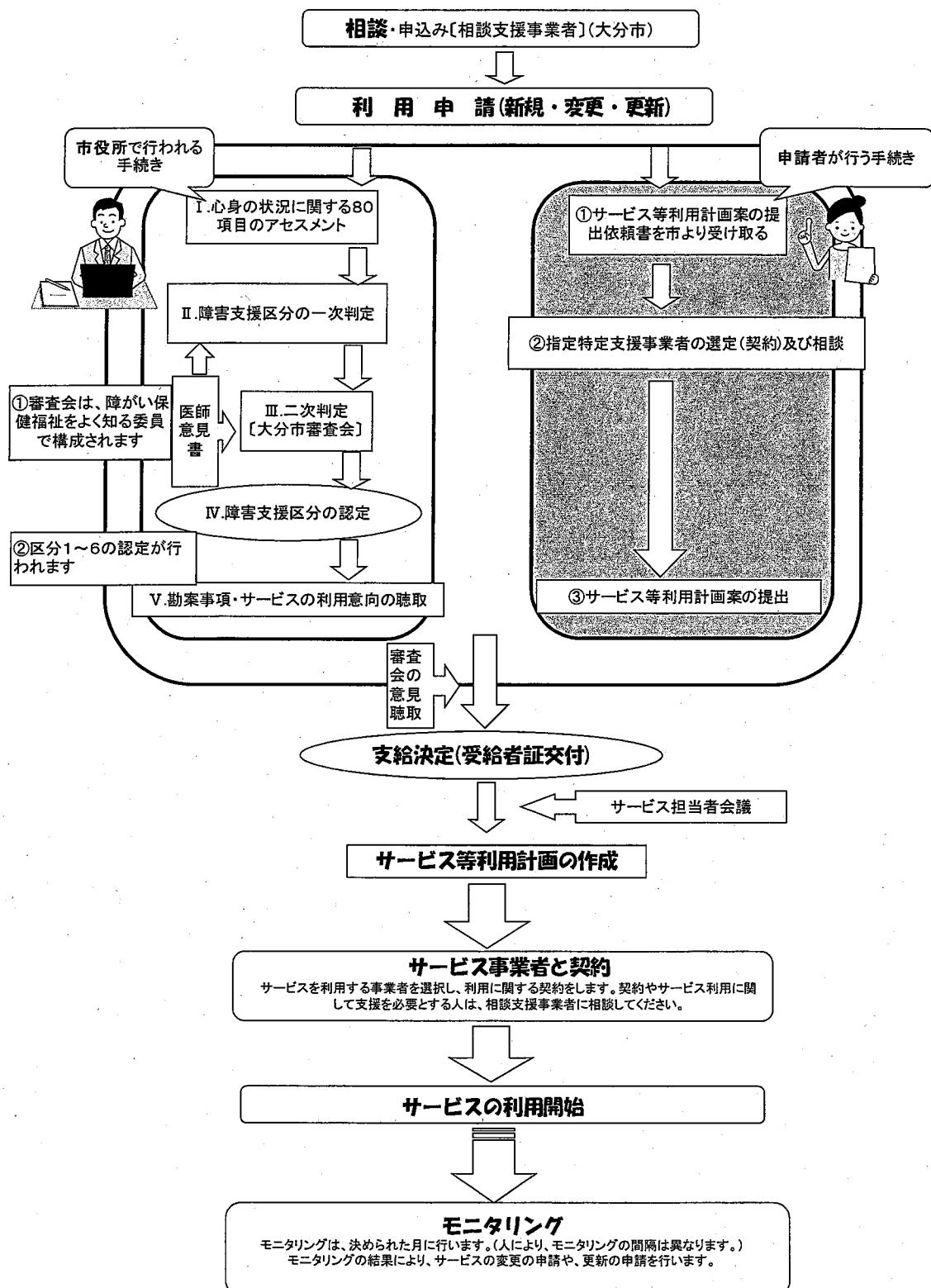
⑤障害児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。

法律		サービスの種類			受給者証
障害者総合支援法	自立支援 給付	介護給付	居宅介護	身体介護・家事援助・ 通院等介助・通院等乗降介助	障害福祉サー ビス受給者証 (青)
			重度訪問介護		
			同行援護		
			行動援護		
			療養介護		
			短期入所		
			生活介護		
			重度障害者等包括支援		
			施設入所支援		
			訓練等給付	自立訓練 宿泊型自立訓練 自立(生活)訓練 自立(機能)訓練	
			就労移行支援		
			就労継続支援	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	
			共同生活援助(グループホーム)		
	地域生活 支援事業	移動支援			
		日中一時支援			
		訪問等入浴サービス			
		地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型)			
	地域相談 支援	地域移行支援			地域相談支援 受給者証 (緑)
		地域定着支援			
福祉 児童 法	障害児通所 支援	児童発達支援			障害児通所受 給者証 (ピンク)
		医療型児童発達支援			
		放課後等デイサービス			
		保育所等訪問支援			

(2) 支給決定までの流れについて

次の図のような手続きが必要となります。



(3) 障害支援区分について

障害支援区分とは、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

市町村は、障害支援区分の認定を要する支給申請があったときは、障害支援区分判定審査会の審査及び判定の結果に基づき、申請に係る障がい者の障害支援区分の認定を行います。

サービスによって、障害支援区分の必要なサービスと不要なサービスがあります。

障害支援区分	非該当、1～6までの区分があります。
認定有効期間	有効期間は3年が基本ですが、大分市では3年未満の誕生月末までとしています。また、障がい者の心身の状況を考慮し、審査会の意見により3ヶ月以上3年未満の範囲で短縮することがあります。
留意点	支給量及びサービスの変更を行うにあたり、必要があると認められたときは、障害支援区分の変更の認定を受けることができます。

○障害支援区分の必要なサービスについて

該当区分

		障害支援区分					
サービスの種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護							
同行援護	身体介護あり						
行動援護							
重度訪問介護							
重度障害者等包括支援							
短期入所							
生活介護	入所			50歳以上			
	通所		50歳以上				
療養介護					筋ジス(重心)	ALS	
施設入所 支援	生活介護			50歳以上			
	訓練等給付						
日中一時支援							

※地域相談支援、地域生活支援事業(日中一時支援を除く)、同行援護の身体介護を伴わない場合は、障害支援区分は必要ありません。

2. 介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について

(1) 基本的な考え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には、介護保険サービスの利用が優先されます。

ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、状況に応じて利用することができます。

具体的には、下記のとおりとなります。

○介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスを支給する。

○介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合等、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る）

○利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、介護保険サービスを利用することができ困難と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（当該事情が解消されるまでの間に限る）

(2) 具体的な適用

【障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険適用年齢等に達した場合】

○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が、介護保険対象者になる場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 65歳となる場合
- ・ 16疾病※該当者で40歳となる場合
- ・ 16疾病※該当者(40~64歳)であって、生活保護受給者の生活保護が廃止された場合 ※生活保護受給中は保険適用されないが、生活保護廃止に伴って適用される

※特定疾病（加齢と関係がある16疾病）

- | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| ●がん（末期） | ●パーキンソン病関連疾患 | ●糖尿病性神経障害 |
| ●関節リウマチ | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性腎症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊柱管狭窄症 | ●糖尿病性網膜症 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●早老症 | ●脳血管疾患 |
| ●閉塞性動脈硬化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 | ●骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ●多系統萎縮症 | ●初老期における認知症 | |
| ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う变形性関節症 | | |

○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険対象となった時に優先されるサービス

サービス内容		更新時に優先されるサービス
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援		介護※1
同行援護		障害※2
行動援護		障害※2
短期入所		介護※1
生活介護	通所	介護※1 ※5
	入所	介護※3
療養介護		介護※3
施設入所支援		介護※3
共同生活援助		介護※3
宿泊型自立訓練		障害※4
自立訓練	生活訓練	障害※4
	機能訓練	障害※4
就労移行支援		障害
就労継続支援	A型	障害(通所・入所施設編27ページ参照)
	B型	障害
地域移行支援・地域定着支援		障害
地域活動支援センター	II型	介護※1 ※5
	III型	障害
移動支援(余暇)		障害
日中一時支援		介護※1
訪問等入浴サービス		介護

- ※1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護5の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照
- ※2 行動援護は、通院等に係る支援及び社会生活上必要不可欠な外出（生活必需品の買い物等）に係る支援を要するものは、介護保険サービスを優先する。
同行援護については、社会生活上必要不可欠な外出を理由とした支援は、原則介護保険サービスを優先としていましたが、同支援については同行援護サービスの利用を可能としました。
(別途資料 障福第275号 平成28年5月18日通知を参照)。
- ※3 居住場所に影響を及ぼすため、介護保険適用年齢等に達する以前より支給決定を行っていた場合、継続して支給する。
- ※4 障害福祉サービスでの更新は可能であるが、標準利用期間が設定されているサービスであるため、所定の期限内において継続して支給する。
- ※5 介護保険優先であるが、40～64歳の者で、年齢的な要因から障害福祉サービスを希望しており、市が適当と認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。

【すでに介護保険適用年齢等の者が新たに障害福祉サービスの利用を希望した場合】

○申請時の年齢による障害福祉サービスの適用

サービス内容	申請時の年齢	
	40～64歳(16疾患)	65歳以上
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援	× ※1	
同行援護	○ ※2	○ ※2
行動援護	○ ※2	○ ※2
短期入所	× ※3	× ※3
生活介護	通所 ○ 入所 ○	× × ※3
療養介護	○	×
施設入所支援	○	× ※3
共同生活援助	○	× ※3
宿泊型自立訓練	○	×
自立訓練	生活訓練 ○ 機能訓練 ○	× ×
就労移行支援	○	×
就労継続支援	A型 ○ B型 ○	× ×
地域移行支援・地域定着支援	○	○
地域活動支援センター	Ⅱ型 ○ Ⅲ型 ○	× ×
移動支援(余暇)	○	○
日中一時支援	× ※3	× ※3
訪問等入浴サービス	×	×

※1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護5の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照

※2 行動援護は、通院等に係る支援及び社会生活上必要不可欠な外出（生活必需品の買い物等）に係る支援を要するものは、介護保険サービスを優先する。
同行援護については、社会生活上必要不可欠な外出を理由とした支援は、原則介護保険サービスを優先していましたが、同支援については同行援護サービスの利用を可能としました。
(別途資料 障福第275号 平成28年5月18日通知を参照)。

※3 原則介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい等、障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は、障害福祉サービスを支給することができる。

【その他の取扱い：障害福祉サービスを上乗せできる場合】

障害福祉サービスにおいて市町村が適当と認める支給量が、介護保険移行後、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないと認められたものについては、下記のアまたはイのいずれかに該当する場合、障害福祉サービスを上乗せ支給することができます。

ア. 以下の①～④のすべてを満たす者は、居宅介護（主に身体介護）および重度訪問介護を併用できる。

- ①全身体性障害（身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ両上下肢の障害等級がそれぞれ1級もしくは2級の機能障害を有する又はそれらと同等の状態にある者（身体障害者手帳にて確認※必要時、診断書内容も確認する）
- ②介護保険の認定区分が要介護5である者
- ③介護保険の1ヶ月あたりの支給限度額まで介護保険サービスを利用し、かつ、ホームヘルプサービスの利用がその基準額の概ね5割以上である者（ケアマネジャーが作成する『サービス利用票』にて確認）
- ④ケアマネジャーの作成するケアプラン上、必要と認められた者

イ. コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる聴覚障がい及び視覚障がい者並びに知的障がい者や精神障がい者、また通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる内部障がい者については、介護保険サービスで充当後、市が特に必要と認める場合は、必要なサービスを併用できる。

（3）要介護認定の申請勧奨

○本来、介護保険サービスを優先適用すべき者が、介護保険非該当により障害福祉サービスのみ支給されている場合は、その者の障害支援区分の有効期間の終期に再度要介護認定を受けるよう勧奨しています。

○障がい特性等の理由により障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している者が、障害福祉サービス支給量の増加を希望する場合は、その状況に応じて要介護認定の再申請を求める場合があります。（要介護5の者を除く）

※本人の状態変化等により迅速なサービス利用が必要な場合については、要介護認定の結果が出るまでの期間において障害福祉サービスの支給を行うことを検討します。

(4) 介護扶助費との関連性

【介護扶助費の概要】

- 生活保護法による扶助費の一つであるため、同法における他法優先が適用されます。
- 40～64歳の介護保険の被保険者ではない生活保護受給者は、介護保険が適用されないため、介護保険による給付ではなく、介護扶助費となります。
※生活保護受給者であって、65歳以上の介護保険1号被保険者は、介護保険が適用され、1割負担分に対し介護扶助費が支給されます。

【障害福祉サービスと介護扶助費】

- 65歳以上の者については、介護保険が適用されるため、生活保護受給者以外の者と同じ取扱いとします。
- 40～64歳の者については、生活保護の他法優先により、基本的には障害福祉サービスを優先します。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）については、介護扶助費が支給されている場合があります。

3. 計画相談支援(サービス等利用計画)・障害児相談支援(障害児支援利用計画)について

(1) サービス等利用計画とは

障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討した総合的な支援計画のことです。

市は提出されたサービス等利用計画（案）を勘案し、サービスの支給決定を行います。市が行う支給決定の根拠となりますので、支給決定を受けるすべての利用者にサービス等利用計画が作成されます（地域生活支援事業のみ決定者を除く）。

また、介護保険と併用して障害福祉サービスを利用している方については、基本的に介護保険のケアプラン作成対象であるため、障害福祉サービスを含めたケアプランがあれば、サービス等利用計画の作成は必要ありません。ただし、障害福祉サービス特有のサービスを利用している等、ケアプランと併せてサービス等利用計画の作成が必要と認められる方については、作成対象とする場合があります。

(2) サービス等利用計画は誰が作成するのか？

サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

対象者にどこの指定特定・障害児相談支援事業所が入っているかは、受給者証を確認してください。

障害福祉サービスと障害児通所支援を併用している児童については、障害児通所受給者証のみに事業所名等を記載しており、障害福祉サービス受給者証には『障害児相談支援給付あり』と記載しています。

※本人が希望する場合は、サービス等利用計画の代わりにセルフプランを作成することができるようになっています。セルフプランの場合は、本人や家族、支援者等が作成することが想定されています。

(3) モニタリング（継続サービス利用支援）とは

サービス等利用計画が適切であるかを検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、関係者等との連絡・調整や、必要な場合はサービス申請（新規・変更）の申請の勧奨を行います。モニタリング期間は、1か月ごと、3か月ごと、6か月ごと等、個別の対象者ごとに設定します。

受給者証

(五)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成28年10月から 平成29年9月まで
指定相談支援事業所名 ●●●相談支援センター	
モニタリング期間 ●月ごと (平成29年3月～平成29年9月)	
予備欄 モニタリング実施月 H29.3 H29.9	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支 給 額	406円／日
適 用 期 間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
共同生活援助又は重度障害者包括支援	
支 給 額	円／月
適 用 期 間	
予備欄	

計画相談支援を担当する指定特定相談支援事業所名が記載されます。

モニタリングを行う期間が記載されます。

モニタリングの実施月が記載されます。

(4) サービス等利用計画と個別支援計画等との関連性について

サービス等利用計画は、相談支援専門員が障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助の方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものであり、個別支援計画は、サービス管理責任者等がサービス等利用計画における総合的な援助の方針を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものです。

そのため、サービス等利用計画と個別支援計画等との間に齟齬がないよう、サービス担当者会議等を利用して調整していく必要があります。

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作成。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

- ・サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

※平成23年10月31日厚生労働省障害保健福祉関係主幹課長会議資料より

また、2つの計画の役割や関係性について『障がい者地域生活支援計画サポートブック』では、以下のように表現されています。

【関係】

「設計図」＝サービス等利用計画

「施工図」＝個別支援計画書

家を建てることは、人生において大きなイベントです。かつては近所の大工の棟梁が設計図も施工図も担い、職人とともに改築も含め一生面倒を見てくれていました。しかし、人口増と高度経済成長を経て、持家を希望する人が増え、効率とスピードが求められるようになり、専門家である建設会社に頼むことが多くなりました。建設会社は、営業マンや設計士が施主の希望を聞いて、設計図を作り、それを元に工事責任者が施工図を作ります。

「設計図」とは、設計者が施主（発注者）や公的機関に提出するために政策する図面で、部屋の広さや高さ、形状がわかる図面です。

「施工図」は、設計図を元にして、壁の厚さ、材料の厚さ、高さなど、実際の現場を管理する人が必要な寸法を決定しながら作成する図面です。この図面を元に、各職種が材料の手配、加工などを行います。

ひとつの家を作り上げるには、複数の職種の仕事がうまく調和していかなければならず、大工さん、建具屋さん、クロス屋さん、電気屋さん等、複数に及びます。それそれが、自分の仕事以外の寸法や形状を理解していかなければ、自分の仕事が納まらなくなってしまったり、作り直すことになったりします。すなわち、チーム支援であり、その全体管理マネージャーが設計士（設計事務所）または営業マン（建設会社）なのです。施工管理は、現場責任者です。

計画相談支援は、これまでの生活を見直し、新たなサービスを導入する、あるいは変更するための地域生活支援計画を立て直すことです。障がい者の多くは、生活を送るうえでの人生設計図すなわち、計画相談支援が必要となります。そこで、「設計図」＝「サービス利用計画」「施工図」＝「個別支援計画書」に置き換えると、2つの計画の関係性が理解しやすくなります。

【役割】

2つの計画はそもそも利用者の地域生活及び夢の希望の実現のための計画であることから、両者は並列・協働の関係にあると言えます。しかし、図1のように機能や役割に違いがあると言えます。つまり、サービス等利用計画は生活全般をアセスメントし、

利用者の願いを中心に生活や支援の全体像を示す機能があり、そこから障害福祉サービス等の必要性を見立てたもので、支給決定の根拠となる役割があります。

一方、個別支援計画は必要なアセスメントをさらに深め、利用者の願いを具現化する機能があり、より具体的な支援内容を盛り込んだもので、サービス提供の根拠となる役割があります。

また、チームアプローチの視点からは、サービス等利用計画は利用者はもとより、複数の事業者の支援の足並みを揃えるために必要であり、個別支援計画も本人はもとより、事業所内の支援者の足並みを揃えるために必要なものであるといえます。

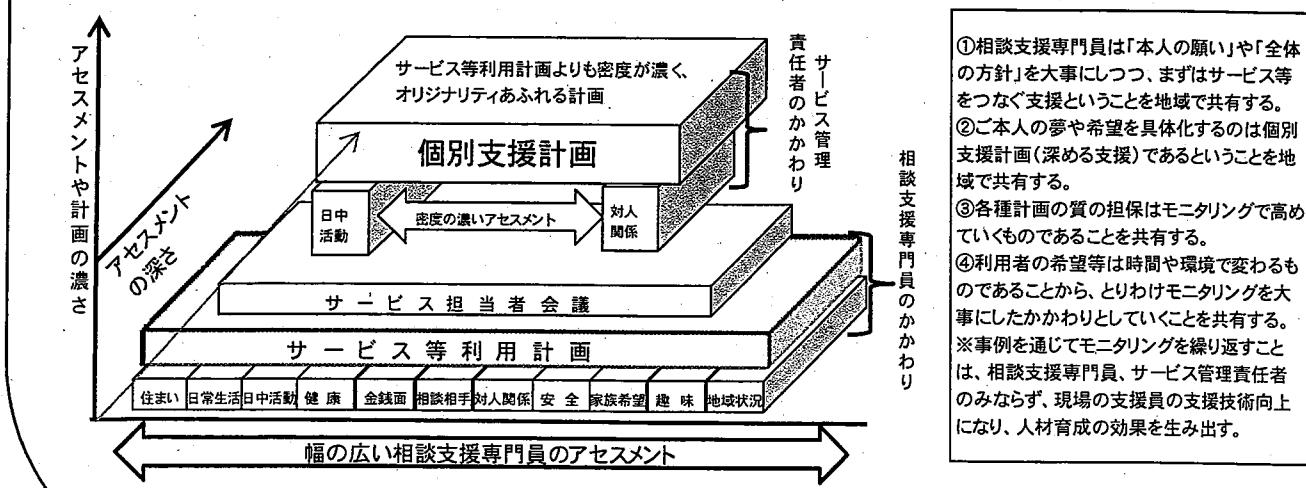
2つの計画の特徴としては、サービス等利用計画は、サービス等をつなげたり、広げたりするところに特徴があり、個別支援計画はサービス等を深めるところに特徴があるといえるのではないでしょうか。

また、利用者にとってサービス等利用計画は「人生の設計図」となるものであり、個別支援計画は利用者にとっての「夢や希望の道標」となるものといえるでしょう。

大雑把なたとえをするならば、サービス等利用計画は引いて全体を見渡す「鳥の目」であり、個別支援計画は近くで丁寧にきめ細かくみる「虫の目」であると言えるのではないでしょうか。

図1 サービス等利用計画と個別支援計画の関係性

サービス等利用計画 (人生の設計図となるもの)	個別支援計画 (夢や希望の道標となるもの)
生活全般のアセスメントをし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの。	必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの。
支給決定の根拠となる 本人はもとより、複数の事業者が同じ方向を向いて支援していくべき指針となるもの。	サービス提供の根拠となる 個別支援計画は、事業所内の職員が本人と同じ方向を向いて支援していくべき指針となるもの。
【特徴】サービス等を「つなげる」「広げる」支援	【特徴】サービス等を「深める」支援



20130721 岡部（茨内@新潟）

※障がい者地域生活支援計画サポートブックより引用・一部変更 社会福祉法人南高愛隣会 2013年3月発行

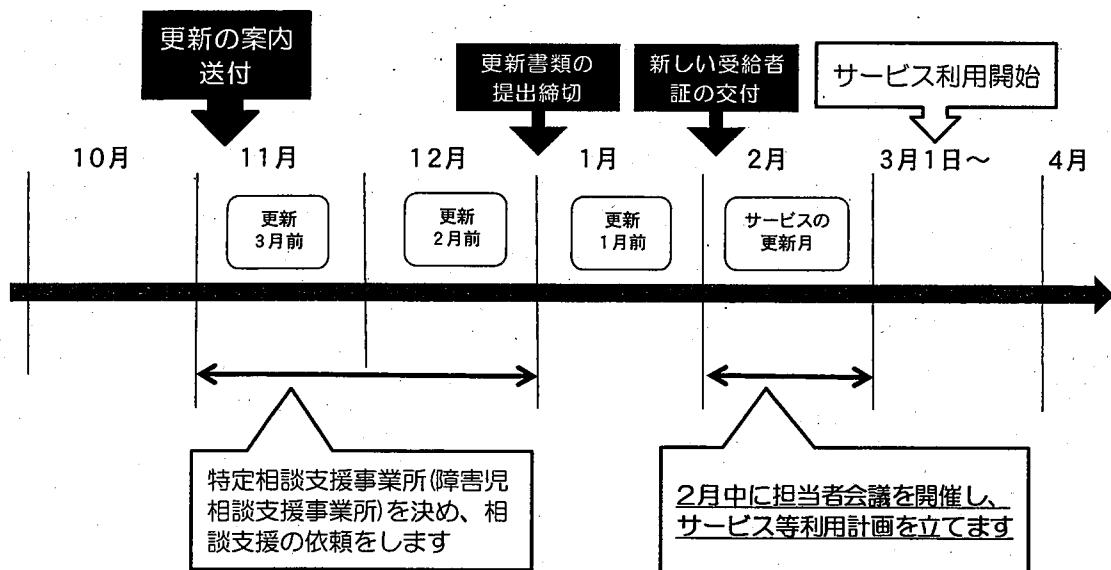
4. サービスの更新について

支給決定の有効期間が終了する場合、利用者が障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援の利用を引き続き希望するときは、支給申請に基づき、勘案事項を踏まえた結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定を行っています。

それぞれの更新の流れや留意する点は以下のとおりです。

(1) 更新の流れ

【2月末更新者の場合】



(2) サービス支給決定の更新の基本事項

サービスの有効期間は、複数のサービスの更新月を統一するため、基本的に利用者の誕生月末までにしています。

ただし、就労移行支援及び自立訓練を利用する場合は、標準利用期間が定められているため、更新月の統一は行っていません。

地域移行支援についても、一定の期間内で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、更新月の統一は行っていません。

①自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）・地域生活支援事業・障害児通所支援・地域相談支援の更新

自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）、地域生活支援事業、障害児通所支援については、サービスの支給決定が終了する月の3か月前（上旬）に利用者の自宅へ支給決定の更新手続きの案内を送付しています。

また、更新書類の提出期限は、サービスの支給決定が終了する月の2か月前の末日としており、この期限内に更新手続きを行った場合、障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証はサービスの支給決定が終了する月に自宅へ送付しています。

②施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームの更新

自立訓練サービス等について、サービスの支給決定が終了する月の3か月前に、各事業所に支給決定の更新手続きの案内を送付しています。標準利用期間が満了となる場合は、別途サービス満了後の利用意向について確認しています。また、更新書類の提出期限は、サービスの支給決定が終了する月の2か月前の末日としており、更新手続き後、障害福祉サービス受給者証は各事業所へ送付しています。

③6歳に到達したときの更新

児童発達支援の決定を受けている児童が6歳に到達した時は、次回更新までに就学することを踏まえ、児童発達支援(3月末まで)と放課後等デイサービス(4月以降)を合わせて決定を行っています。

④18歳に到達したときの更新

18歳になったときは、障害福祉サービスと障害児通所支援の支給決定に次のような違いがあります。

○障害福祉サービスについて

障がい者の扱いとなり、サービスの内容によっては障害支援区分を取得する等の手続きが必要となります。また、本人が受給者となりますので、利用者負担上限月額は本人及び配偶者のみ(施設入所支援、療養介護を除く)の所得で判定するようになります。

○障害児通所支援について

障がい児通所支援は、18歳に到達しても、高等学校(特別支援学校高等部)を卒業するまでは、障害児通所支援の決定をしています。この場合は、障がい児の扱いとなりますので、利用者負担上限額も世帯全員の所得で判定し、受給者は保護者になります。

⑤65歳到達について

サービスの支給決定が終了する時点で、利用者が65歳に到達する場合は、事前に利用者へ「介護保険制度への移行について」の案内を送付しています。

(3) 利用者負担上限月額の更新について

自立支援給付（施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・グループホームを除く）・地域生活支援事業・障害児通所支援・地域相談支援については、支給決定の更新に併せて利用者負担上限額の更新も行っています。

施設入所支援、グループホーム、療養介護の利用者については、利用者負担上限額の更新を支給決定期間とは別に毎年7月1日に更新を行っています。

①利用者負担上限額の有効期間内の変更について

負担上限月額の適用期間内で、障害福祉サービスの変更、世帯構成の異動、生活保護の開始等があった場合、負担上限月額の減額・免除等（変更）申請を受けて、負担上限月額変更を行います。

負担上限月額を変更する場合は、負担上限月額が月単位として定められているため、原則として申請のあった日の属する月の翌月からとなります。

ただし、申請日が月の初日であった場合は、当該月からとなります。

また、生活保護受給世帯になった場合や、月の途中で療養介護を利用する場合は、届出日の属する月から変更を行います。

※入所者の補足給付については、入所日から退所日までとなります。

(4) 障害支援区分の更新認定について

障害支援区分が必要なサービスを引き続き申請する場合は、障害支援区分の更新認定が必要です。

障害支援区分の認定有効期間が終了する月の3か月前に、サービス支給決定の更新手続きと同時に案内の送付を行います。

更新認定の手続きは、新規の場合と同様で、調査員による認定調査及び医師の意見書が必要です。

受給者証

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分 3
認定有効期間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	家事援助 7 時間/月 (1 回当たり : 0.5 時間)
支給決定期間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
サービス種別	短期入所
支給量等	短期入所障害者 7 日/月
支給決定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

区分と認定有効期間を確認してください。

サービス内容とサービスの有効期間を確認してください。

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	9,300 円
適用期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限管理事業所名	
特記事項	
予備欄	

利用者負担上限月額と適用期間、食事提供体制加算の該当・非該当を確認して下さい。

5. サービスの利用契約について

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援は、支給決定後、利用者へ受給者証を交付します。事業所は利用者へサービスを提供する場合、利用契約を結ぶ必要があります。交付された受給者証を確認の上、契約を行ってください。

(1) 契約時の確認事項

契約する前に受給者証の下記の各内容を確認してください。（様式集添付の別紙参照）

ア. 対象者の確認

イ. サービス種別・支給量・支給決定期間等

⇒提供をするサービスに対して、支給決定があるか

ウ. 利用者負担上限月額及び上限額管理事業所の有無に関する事項

エ. 指定（特定・障害児）相談支援事業所に関する事項

オ. 他事業者の契約、利用実績の確認

また、18歳未満の障がい児との契約は、受給者証の「支給決定障害者等」欄に記載された者（保護者等）との契約になります。

18歳以上20歳未満のものについては、契約者は障がい者本人との契約になりますが、未成年のため代理人（保護者等）の同意も得てください。

(2) 受給者証への記載について

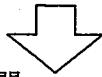
利用者と契約後、受給者証の事業者記入欄に、事業所名・サービス内容・契約支給量・契約日・入所日など、内容を記入し、事業者確認印を押してください。（様式集添付の別紙参照）

※複数の事業者が同一サービスで契約しようとする場合、後に契約する事業者は決定支給量から既契約量を差し引いた範囲内で契約を行ってください。
なお、希望する時間数が支給量を超過する際は、再契約をして、時間数の調整が必要です。

例

身体介護支給量10時間/月で、既契約事業所と契約予定事業所がある場合

A事業所契約: 5時間 + B事業所契約: 7時間（希望）= 12時間（超過）



【パターン①】 A事業所契約: 5時間 + B事業所契約: 5時間 = 10時間

【パターン②】 A事業所契約: 3時間（再契約） + B事業所契約: 7時間 = 10時間

(3) 契約内容報告書の提出について

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援はサービスの性質上、複数の事業所と契約できるものもあります。そのため大分市は、契約支給量が決定支給量の範囲内に収まるよう、サービスの内容、契約支給量、契約日等の管理を行なっています。事業所は下記のような場合、その契約内容を速やかに報告してください。

※ただし、短期入所・日中一時支援は、契約内容報告書の提出は必要ありません。

契約内容報告書を提出する場合

新規、または更新により受給者証が新しく交付されたとき

※居住系サービスは、新たに入所（入居）したときのみ提出してください。

※負担上限月額更新のみの場合は、該当しません。

契約を終了したとき

契約している支給量を変更したとき

契約内容報告書の様式が変わりました

これまでの様式から、【既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告】欄に、終了となった理由を選択する欄が追加されました。また様式の下部に、他の事業所でのサービス継続予定を記載する欄が追加されました。（様式集1 ページ参照）

利用者との契約が終了し、契約内容報告書を提出する際は、終了となった理由やサービス継続予定を確認するため、その内容を記載した上で提出をしてください。

（例：契約支給量が変更となったため、他事業所へ変更となったため、一般就労が決まったため等）

（注）一般就労により契約が終了となった場合は、就職先名も記載してください。

6. 利用者負担の上限額管理事務について

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る利用者負担は、利用者の負担軽減を図る観点から、支給決定障がい者や保護者等の所得の状況に応じて負担上限月額が設けられています。

これに伴い、支給決定障がい者等のうち1か月あたりの利用者負担額が、負担上限月額を超過することが予測される場合は、利用者負担の上限額管理が必要です。

超過負担となる場合、負担上限月額を管理する事業所の優先順位に基づき、順位の高いサービス事業所から順に上限額まで利用者負担額を徴収します。

例えば・・

大分 太郎さん 上限月額 9,300円

1か月に利用しているサービス (通所施設・居宅介護・短期入所・移動支援)

●上限額管理をしていない場合

A 事業所 通所施設	総費用額 27,000円	利用者負担額 2,700円	給付費請求額 24,300円
B 事業所 居宅介護	45,000円	4,500円	40,500円
C 事業所 短期入所	40,000円	4,000円	36,000円
D 事業所 移動支援	30,000円	3,000円	27,000円

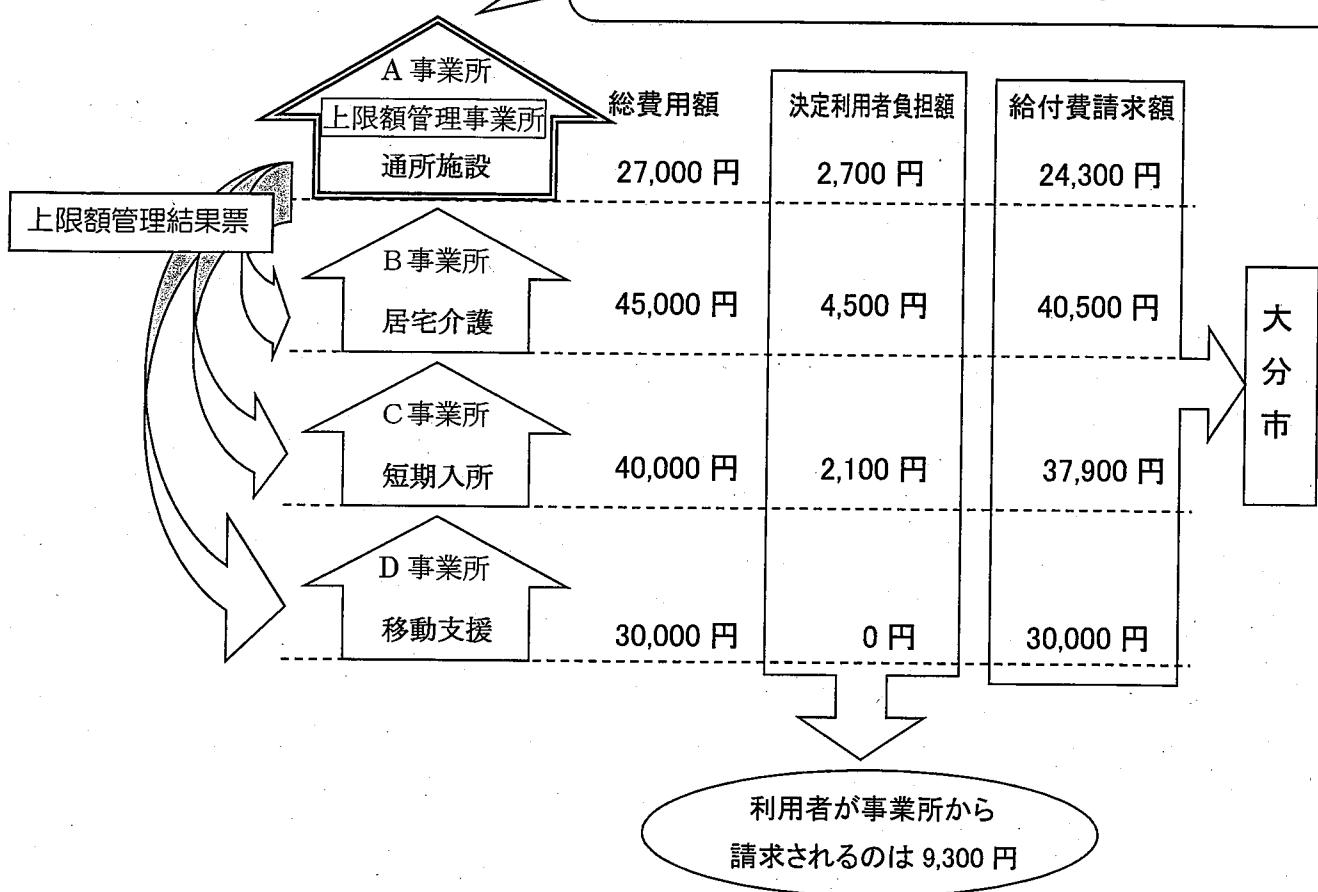
大分市

後日、過誤による負担額の調整等で、上限額9,300円を越えた額は返金されますが、利用者の一時的な負担は大きい…。

※上限額は9,300円だが、
1か月の利用料として 14,200円を
一時的に事業所へ支払ことになる。

●上限額管理をした場合

A、B事業所で1割の利用者負担額を徴収したので、C事業所は残りの2,100円を徴収する。Dの事業所では負担額を取らないよう管理結果票をBCDの事業所に通知する。



(1) 上限額管理事務に必要な書類

上限額管理に必要な書類は、以下の3つです。（上限額管理の各手続きで、必要に応じ作成及び提出をしてください。）

ア. 上限額管理事業所として登録をするとき

- 「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」 → 様式集2ページ

イ. 毎月の請求の際に他事業所と利用者負担額の連絡調整をするとき

- 「利用者負担額一覧表」 → 様式集3ページ

ウ. 上限額管理事業所が他事業所に調整後の結果（負担額）を報告するとき

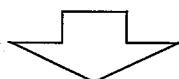
- 「利用者負担上限額管理結果票」 → 様式集4ページ

(2) 上限額管理事業所の登録手順

登録の流れは以下のとおりです。

上限額管理事務を行う事業所（上限額管理事業所）

利用者の受給者証に記載された他のサービス事業所を確認し、上限額管理事務依頼（変更）届出書の事業所記入欄に記入押印後、利用者へ必要事項を記入してもらい受給者証とともに大分市へ提出をお願いします。

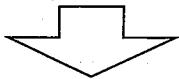


大分市障害福祉課

提出された上限額管理事務依頼届出書に基づいて、添付された受給者証に利用者負担額上限管理事業所を記載、大分市の基本台帳システムに登録します。

登録事務終了後、受給者証を利用者へ返送します。

なお、受給者証の提出がない場合は、事業所に受給者証への記入をお願いしています。



上限管理事業所

利用者が他に契約をしている事業所へ上限額管理事業所となったことを連絡してください。

- ※ 上限額管理事務依頼届出書の提出締め切りは、上限額管理を開始する月の末日です。やむをえず、提出が間に合わない場合は、事前に障害福祉課へ連絡をしてください。
- ※ 上限額管理に関する情報も、国保連へ送る台帳情報に記載されています。この記載が無いまま管理し、国保連請求を行うと、エラーが出るので注意してください。
- ※ 大分市から上限額管理依頼をする場合は、請求データが出揃う翌月以降になります。そのため上限額管理事務を遡って依頼、又は既に提出している請求書の差し替えをお願いすることがあります。

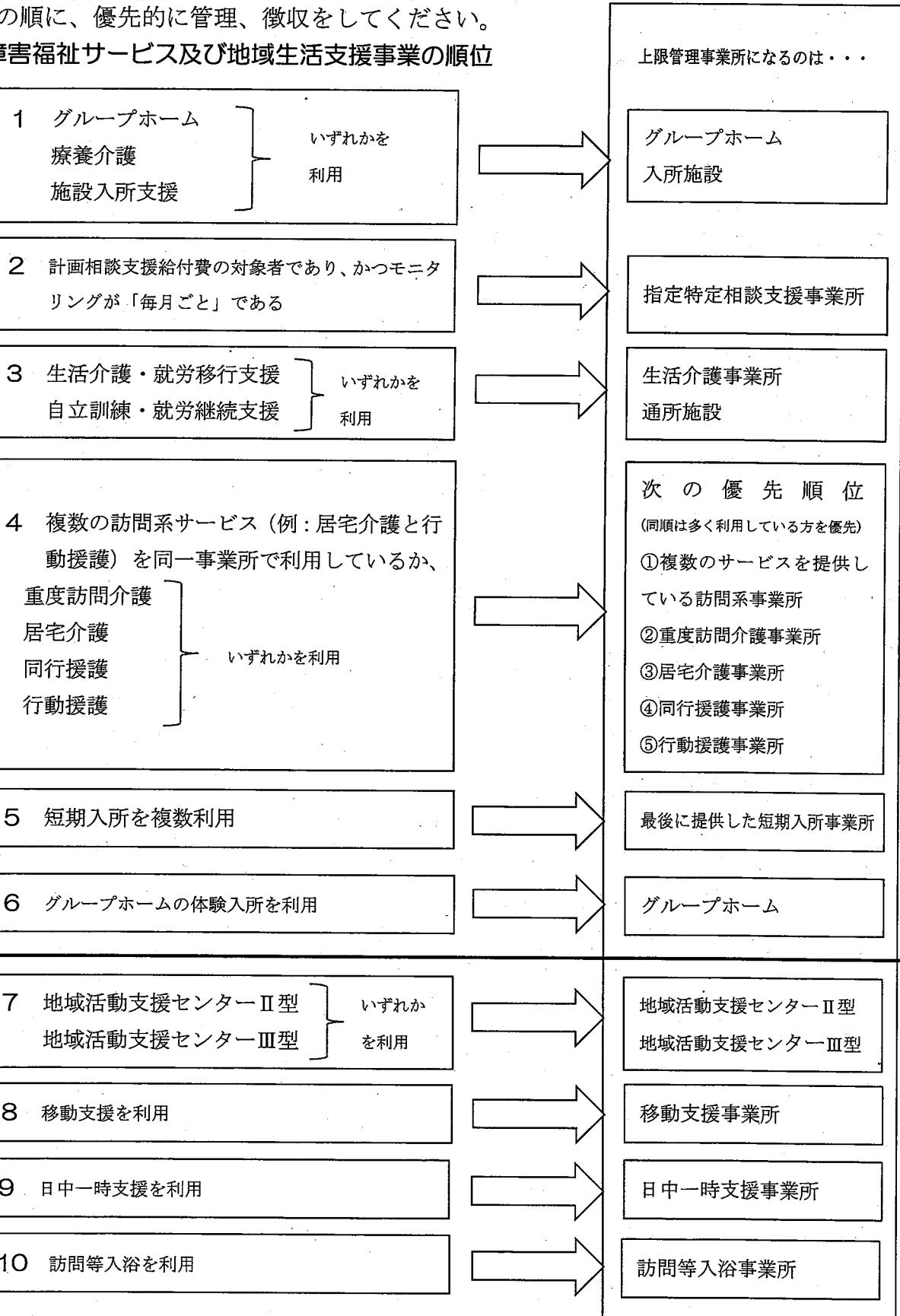
(3) 各サービスの負担上限月額を管理する事業所の優先順位

以下の順に、優先的に管理、徴収をしてください。

① 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の順位

介護給付・訓練等給付

地域生活支援事業

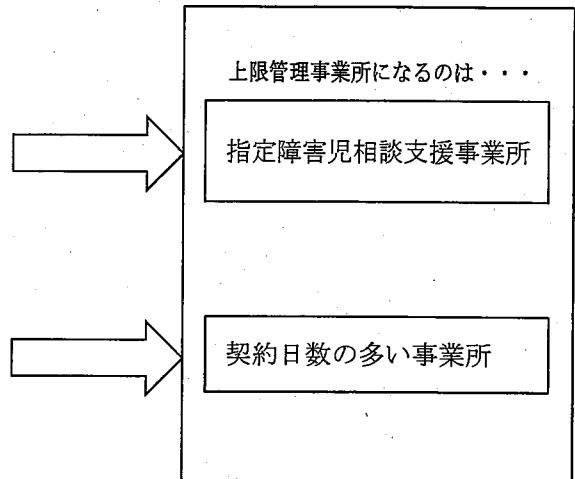


② 児童通所支援事業所の順位

児童通所給付

- 1 障害児相談支援給付費の対象者であり、かつモニタリングが「毎月ごと」である
- 2 児童発達支援事業所
医療型児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
保育所等訪問支援事業所

いずれか
を利用

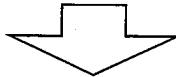


(4) 上限額管理の事務の手順

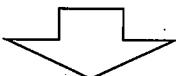
各事業所は、以下の流れで利用者負担額の集約を行い、
負担上限月額を超えないよう調整してください。

枠の先頭に（※）がついて
いる内容は、毎月行う
必要があります。

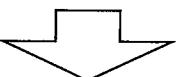
- ・障害福祉サービス受給者証（六面）に上限額管理事業所の記載がある。
- ・障害児通所受給者証（五面）に上限額管理事業所の記載がある。



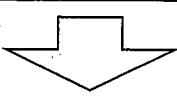
新たにサービスを提供する事業所は、当該月に利用があったことを、上限額管理事業所へ事前に連絡します。



（※）上限額管理事業所以外の事業所は、提供月の翌月3日までに「利用者負担額一覧表」（以後、「負担一覧表」）にひと月分の対象利用者の利用額を記載して、上限額管理事業所に報告します。



（※）上限額管理事業所は提供月の翌月6日までに、提出された「負担一覧表」に基づいて、（3）の優先順位の順に上限額の調整を行い、「利用者負担上限額管理結果票」（以下「管理結果票」）を作成して、利用のあった事業所に通知します。

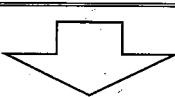


上限額管理事業所の請求事務

（※）上限額管理事業所は「管理結果票」に基づいて、10日までに請求明細書と上限額管理結果票を入力（作成）して送信（提出）します。

国保連請求・地域生活支援事業 請求の際の共通事務

- ① 国保連請求分は、明細書基本項目欄「利用者負担上限額管理」の利用者負担上限額管理事業所番号・管理結果・管理結果額を入力します。
- ② 国保連請求分は、請求額集計欄「決定利用者負担額」と「管理結果票」の「管理結果利用者負担額」が同額になるように入力します。
- ③ 「利用者負担額上限額管理結果票」へ入力します。（国サービスにおいて他事業所の利用がある場合は省略不可）
- ④ 地域生活支援事業分の請求書は、必ず「管理結果票」の写しを請求書に添付してください。



上限額管理事業所以外の事業所の請求事務

（※）上限額管理事業以外の事業所は、届いた「管理結果票」に基づいて、10日までに請求書明細書の入力（作成）をして送信（提出）します。

国保連請求・地域生活支援事業 請求の際の共通事務

- ① 国保連請求分は、明細書基本項目欄「利用者負担上限額管理」の利用者負担上限額管理事業所番号・管理結果・管理結果額を「管理結果票」に基づいて入力します。
- ② 国保連請求分は、請求額集計欄「決定利用者負担額」と、「管理結果票」の「管理結果利用者負担額」が同額になるように入力します。
- ③ 地域生活支援事業分の請求書は、対象者の負担額の根拠資料として、「管理結果票」の写しを請求書に添付して提出してください。

(5) 国事業と地域生活支援事業の上限額管理結果票について

大分市では、地域生活支援事業の利用分を含めて上限額管理を行っています。そのため、当該月に利用されたサービスの種類に応じて、下記のとおり管理結果票の作成方法が異なります。

①介護給付費・訓練等給付費のみ請求がある場合

【管理内容】すべての請求額を含めて管理結果額を算出

【上限額管理結果票】国保連システムで上限額管理結果を入力。入力した関係事業所に管理結果を報告

②介護給付費・訓練等給付費と地域生活支援事業両方の請求がある場合

【管理内容】※下記2項目とも管理してください。

- 介護給付費・訓練等給付費のみの請求額で管理結果額を算出→(ア)へ
- 介護給付費・訓練等給付費と地域生活支援事業両方の請求額で管理結果額を算出→(イ)へ

【上限額管理結果票】

(ア) 国保連システムで上限額管理結果を入力。入力した関係事業所に管理結果を報告

※この時、地域生活支援事業分は入力をしないこと

(イ) 「上限額管理結果票」に、介護給付費・訓練等給付費、地域生活支援事業すべての管理結果額を記入し、関係事業所に通知。

③地域生活支援事業のみ請求がある場合

【管理内容】すべての請求額を含めて管理結果額を算出

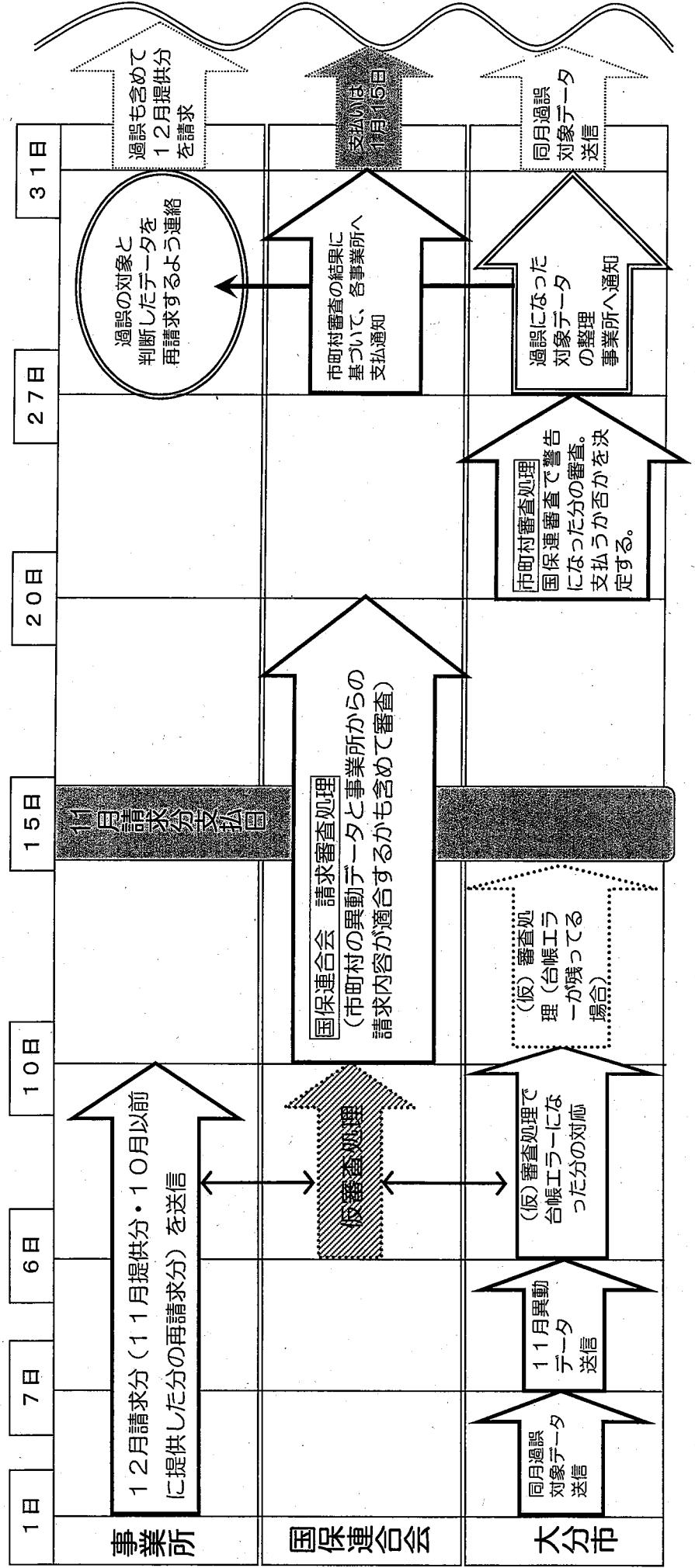
【上限額管理結果票】「上限額管理結果票」に、管理結果額を記入し、関係事業所に通知。

(6) 上限額管理事務を行う上での注意点

- ①いずれの場合においても負担額徴収の優先順位に基づいて、利用者負担上限額管理結果票に記載してください。
- ②負担額徴収の優先順位が同一の場合は、同一事業所番号で複数のサービス提供をしている事業所が優先され、サービス提供が複数あることも同じである場合は、サービス総費用額の多い事業所が優先されます。
- ③月途中における、施設や共同生活援助を行う住居へ入退所（居）等、月の途中で上限額管理者となるべき事業所が変わる場合は、原則として、月末時点においての上限額管理者となるべき事業所が上限額管理事務を行ってください。
- ④上限額管理者となった事業所は、当月、サービス提供がない場合でも、上限額管理事務を行ってください。
- ⑤上限額管理が必要な多子軽減対象児童については、事業所ごとに軽減後の利用者負担額を適用した上で、上限額管理事業所に負担一覧表を報告してください。

7. 国保連請求について

(1) 毎月の事務の流れ【12月】



(2) 審査の結果による対応

事業所が国保連へ請求を行ったあと、国保連と市町村による審査が行われます。それぞれの過程で、何らかの問題点があった場合は、以下のような処理が行われます。

① 返戻について

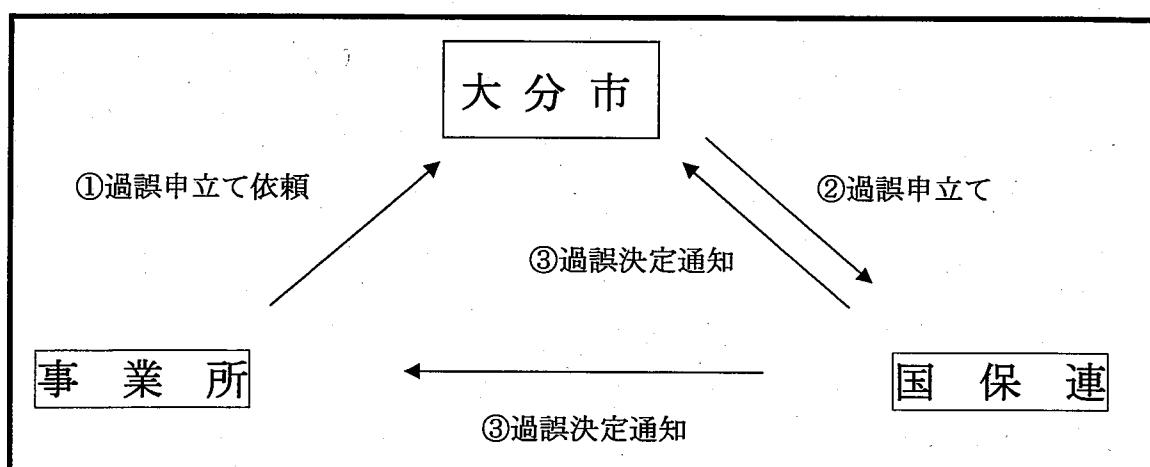
返戻は、請求内容に誤りがあり、国保連の処理でエラーとして決定されるか、市町村審査処理の結果、支払が不可となることです。問題箇所を修正し、通常の請求期間内に再請求をしてください。

② 過誤について（同月過誤）

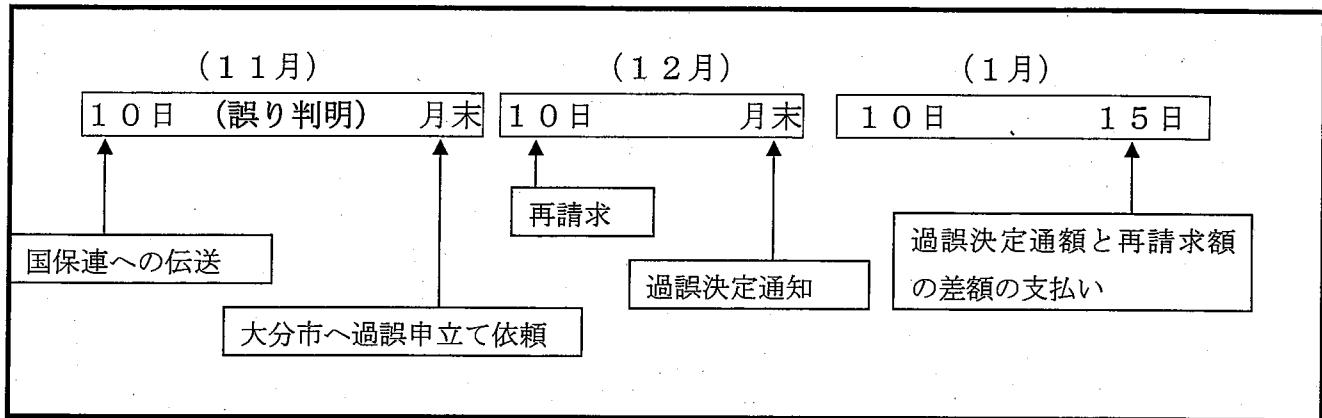
同月過誤は、大分市が国保連へ過誤申立てを行う月と、事業所からの再請求を行う月が同じ場合の過誤です。このため、返金額と再支払額が相殺され、差額分のみの調整が行われます。

市が国保連へ依頼を行うのは、毎月3日前後なので、それまでに過誤申立て依頼をしてください。

過誤申立ての流れ



同月過誤の流れ



(3) 過誤を行う上での注意点

- ①過誤申立ての依頼は、請求明細書単位での依頼となります。したがって、1枚の明細書で複数のサービスがある場合は、過誤の対象となったサービスがそのうち1種類だけであっても、全てのサービス分が取り下げの対象となります。
- ②過誤を行った結果、翌月以降支払われる給付費で相殺ができない場合（支払い金額が無い場合や、取り下げとなる金額が支払金額を上回る場合等）は、過不足分の金額を現金で返納していただくことがあります。
- ③上限管理対象者の利用者負担額が変更となり過誤を行う場合は、他の事業所も過誤が必要となる場合があるので注意してください。
- ④過誤が発覚した場合は、郵送及び窓口で、過誤訂正連絡票の提出をお願いします。（ファックス不可）

※依頼する際の記載事項（様式集5ページ参照）

- ・事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先
- ・過誤対象の再請求希望月
- ・受給者証番号、過誤対象者名
- ・対象となるサービス提供月
- ・差額、過誤となる理由、内容等

8. 報酬算定について

報酬については、年度によって見直しが行われています。算定にあたっては報酬関連通知等により最新の内容を確認してください。

(1) 基本報酬について

利用者に対して、趣旨に沿ったサービス提供を行うことで算定される、基本となる報酬です。利用者の障害支援区分や施設の定員、人員配置等によって算定する報酬が異なるので、注意してください。

(2) 加算に係る届出等について

① 届出が必要な加算

事業所の体制等状況によって算定が可能な加算については、届出が必要になるものがあります。15日以前に提出されたものは翌月から、16日以降に提出されたものは翌々月から、算定が可能となります。

⇒人員配置体制加算、送迎加算、福祉専門職員配置等加算、栄養士配置加算、リハビリテーション加算等

※算定できない状況になった場合は、翌月からではなくその事実が発生した日（特定事業所加算は翌月）から算定できませんので、注意してください。

※届出様式については大分市ホームページを参照してください。

（大分市ホームページ > 仕事・事業者 > 障害福祉関係事業者 > 障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします）

② 届出を要しない加算

届出、報告書共に大分市への提出は不要ですが、実績記録表等を各事業所で整備する必要があります。

⇒欠席時対応加算、緊急時対応加算等

③ 市へ報告書を提出する加算

大分市では、算定した場合に報告書（様式集6～10ページ参照）の提出を求めている加算が5つあります。

⇒ア. 初回加算（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

イ. 入院・外泊時加算（施設入所支援、共同生活援助）

ウ. 施設外就労加算（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）

エ. 療養食加算（施設入所支援）

オ. リハビリテーション加算（生活介護、自立訓練（機能訓練））

※事前の届出をするとともに、報告書または実施計画の提出が必要

（報告書または実施計画の様式は任意のもので可）

(3) 利用者への通知

利用者の中で、利用者負担額（1割負担）が発生する者に対しては、請求書、領収書を交付してください。

また、利用者負担額に関わらず、法定代理受領をした場合に、支給を受けた介護給付費等の額を利用者に対して通知してください。

9. 事故等報告について

大分市内の障害福祉サービス、相談支援、基準該当障害福祉サービス、地域生活支援事業、地域活動支援センターの経営及び福祉ホームの経営を行う指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設事業者、指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」という。）及び大分市が支給決定をしている障がい者・障がい児に障害福祉サービス又は障害児通所支援等を提供している事業者が行うサービスの提供中等に事故等が発生した場合の報告手続きについては、下記のとおりとなりますので、留意してください。

（1）報告の対象となる利用者

大分市へ報告する事故等の対象となる利用者及び入所者（以下「利用者」という。）は、次のとおりです。

- ①大分市が支給決定をしている障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者
- ②大分市以外の市町村が支給決定をしている障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者であって、大分市内の事業者による障害福祉サービス及び障害児通所支援等利用者

（2）報告すべき事故の種類

事業者は、サービス提供中に次の①から⑩の事故等が発生した場合、報告を要します。

なお、当該報告は、事業者の事故等に対する過失の有無を問いません。

また、「サービス提供中」とは、自宅と事業所の送迎及び事業所と医療機関の通院等を含みます。

- ①死亡事故、病死（死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。）及び生命にかかる重大な事故が発生したとき。
- ②医療機関による治療等を必要としたとき。または、施設内で同程度の治療をしたとき。
- ③食中毒及び感染症等が発生したとき及び疑われる状況が発生したとき。
- ④失踪したとき。

ただし、警察への通報等による捜索を要する場合に限る。

- ⑤利用者の処遇に影響がある職員等の法令違反及び不祥事等が発生したとき。
- ⑥通報等により警察が介入する状況となつた利用者の法令違反等が発生したとき。
- ⑦事業所で発生した人権侵害、虐待等が発生したとき。
- ⑧火災等により物的、人的被害が発生したとき。
- ⑨①から⑧以外で、トラブルが発生することが予想されるとき又は見舞金や賠償金を支払ったとき。

⑩その他管理者が報告の必要があると認めるとき。

①から⑩以外でも事業者で必要と思われるものは、記録の対象としてください。

また、事故防止、サービスの質の向上の観点から結果的に事故にならなかつた事例も記録の対象として、事業所内での研修や検討会などの取り組みもお願いします。

(3) 報告

事業者は、(2)に規定する事故等が発生した場合は、次のとおり報告をお願いします。

① 第一報として直ちに本市へ電話により概要報告を行った後、「事故等報告書」を遅滞なく提出してください。なお、各事業者で定める報告等様式がある場合は、当該様式による報告で差し支えありません。

また、事業者は、市が重大な事故と認めたときは、報告書に加え、利用者に対するサービスに係る記録及び市が求める資料を遅滞なく提出してください。

② 時間の経過に伴い状況が変化する場合は、隨時追加報告行ってください。

③ 事故等の処理が終息した場合は、発生からの経過及び損害賠償等の対応結果等をまとめ、再発防止策等を加えて報告を行ってください。

「事故等報告書」の様式は、大分市ホームページに掲載しております。

The screenshot shows the official website of Ofunato City. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Citizen Life, Business, Tourism, Politics, Organization, and Map Information. On the right side of the header, there are buttons for reading mode, font size (small, medium, large), text color (black, white, blue), search (Google Custom Search, Q Search, Help), and a link to the homepage. Below the header, a breadcrumb trail indicates the current page: Top Page > Citizen Life > Health > Health Center > About Health Center > Report on Disasters and Accidents. A black banner below the trail reads "We inform you about the designation of service providers that provide services for disabled people". A detailed explanatory text follows, mentioning the legal basis for designation and the application process. A box highlights the availability of the 'Report on Disasters and Accidents' form (No. 133) on the city's website. At the bottom, there are links for application forms and sample documents, along with a footer containing copyright information and internet protection mode settings.

(4) その他

①事故等発生時の必要な対応

事故等が発生した場合、人命第一で対応にあたることは当然として、その対応が適切なものでなければなりません。

そのためには、事故等が発生した時の対応方法をあらかじめ定めておき、定めた手順にそって演習を行い、また必要な知識を習得するなど、事故等発生時、その場で混乱しないような訓練を積んでおくことが大切になります。

②再発防止策

再発防止策は、抽象的なものではなく、実践できるより具体的な手段とすることが必要です。

たとえば、単に「細心の注意を払う。」ということでなく、どのような場面で、どのように対応するのか、「研修を実施します。」ではなく、いつまでに、どのような内容で、誰を対象に行うのか、などできるだけ具体化できる対策としてください。

また、事故等の原因から再発防止策を検討する段階では、個別支援計画、介護・看護技術、施設などの設備や環境など多方面からのアプローチをお願いします。

③損害賠償

賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておいてください。

また、利用者との契約書には必ず損害賠償について定めてください。

10. 事業者指定について

大分市内に住所を有する指定障害福祉サービス事業者等の新規指定や追加、変更等は、中核市である大分市が行っています。

なお、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定は、大分県が行っています。

(1) 新規指定及び追加の手続き

指定障害福祉サービス事業者等の新規指定や指定障害福祉サービス事業の追加を行う場合は、次のとおり手続きをお願いします。

①連絡

新規指定や追加を行う場合は、指定を受けようとする月より3か月前までに事前の連絡をしてください。

(例) ・グループホームを創設したい。

・就労継続支援A型事業所に加え、新規に就労継続支援B型事業所を始めて多機能型事業所にしたい。

②具体的な内容の聴取

連絡の後、具体的な内容の説明をしていただくため、聴取を行います。

この時、具体的な内容をまとめた概要書（代表者印不要）を作成し、提出していただきます。

③要望書の提出

聴取した内容を基に障害福祉課内で協議を行います。

協議の結果、問題がなければ、指定を受けようとする月の2か月前までに要望書（代表者印要）を提出していただきます。

その際には、サービス管理責任者及びサービス提供責任者の要件となる、資格、研修の修了及び実務経験が確認できる書類を添付してください。

また、訪問系サービスを除いた事業者の指定の場合は、利用予定者の名簿一覧を添付してください。

※利用者の申請書等の提出(訪問系サービスを除く。)

指定を受ける前までに、利用予定者全員分のサービス等利用計画を作成する必要があるため、指定を受けようとする月の2か月前までに利用者の申請書等を別途提出してください。

④協議の開始

指定に必要な基準や条件等を確認するため、申請者と協議を行い、必要に応じて修正等を行ながら指定内容を決めていきます。

⑤指定申請書の提出

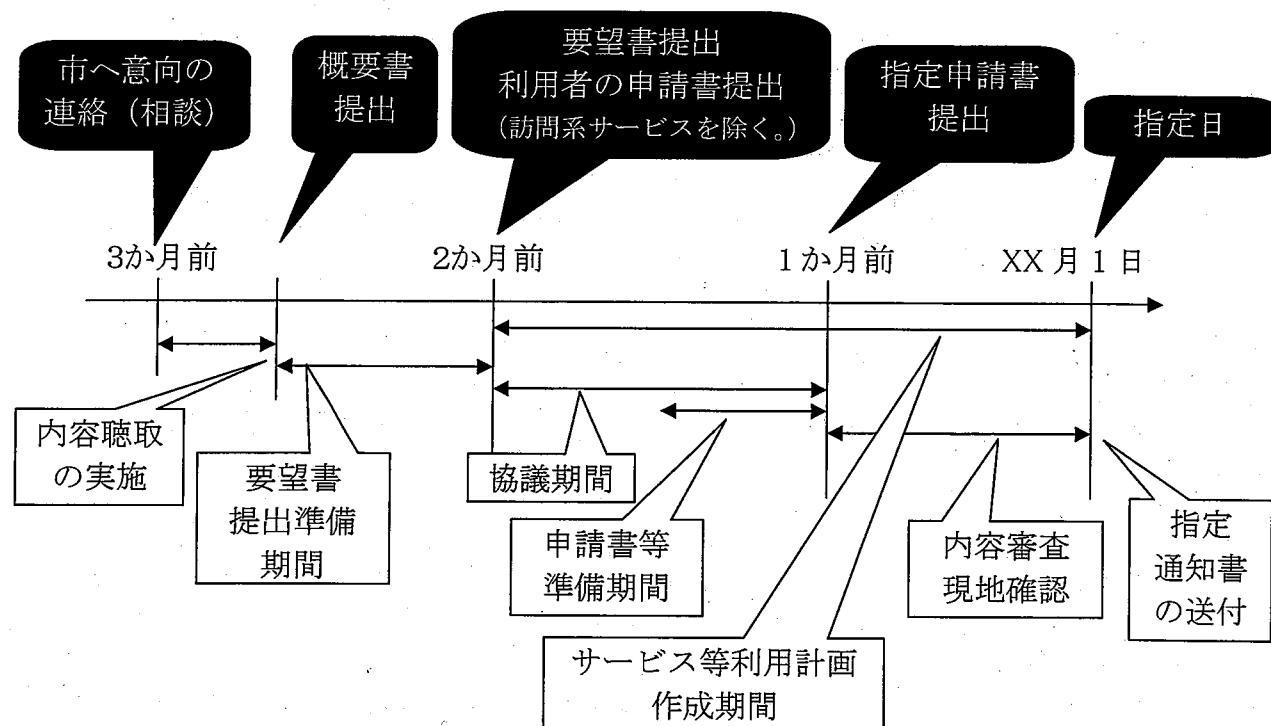
協議によって決定した内容を基に指定申請書及び添付書類等を作成し、指定を受けようとする月の1か月前までに提出してください。

⑥現地確認

通所施設やグループホーム等は、現地で事業所の確認を行います。

⑦事業者の指定

指定は原則、翌月1日とし、指定日の前までに指定通知書を送付します。



(2) 変更の手続き

指定障害福祉サービス事業者等の変更等を行う場合は、次のとおり手続きをお願いします。

① 連絡

サービス管理責任者の追加や運営規程の変更などの軽微の変更がある場合は、変更の日から10日以内に変更届及び添付書類等を提出してください。

- (例)
- ・管理者やサービス管理責任者を変更した。
 - ・定員を○○名増員（減員）した。
 - ・運営規程を変更した。

ただし、生活介護及び就労継続支援B型事業所の利用定員の増加について

は、変更指定申請となりますので、別途大分市障害福祉課までご相談ください。

また、出張所等の創設、通所施設の移転など施設や設備の変更を伴うものは、創設等をする月より3か月前までに事前の連絡をしてください。

出張所の創設等の手続きとしては、変更届になりますが、次の②から⑤まで「(1) 新規指定及び追加の手続き」に準じた手続きが必要となります。

②具体的な内容の聴取

連絡の後、具体的な内容の説明をしていただくため、聴取を行います。

この時、具体的な内容をまとめた概要書（代表者印不要）を作成し、提出していただきます。

③要望書の提出

聴取した内容を基に障害福祉課内で協議を行います。

協議の結果、問題がなければ要望書（代表者印要）を提出していただきます。

④協議の開始

指定に必要な基準や条件等を確認するため、申請者と協議を行い、必要に応じて修正等を行いながら内容を決めていきます。

⑤現地確認

通所施設やグループホーム等は、現地で事業所の確認を行います。

⑥変更届の提出

協議によって決定した内容を基に変更届及び添付書類等を作成し、変更の日から10日以内に提出してください。

(3) 建築基準法その他の法令等の遵守

指定障害福祉サービス事業等を行う建築物については、建築基準法、消防法その他の法令等に適合していかなければなりません。そのため、新規指定の申請書等の提出をする前までに、法令等を所管している各部署と協議を行い、手続き等を済ませておくようしてください。

指定障害福祉サービス事業等を行う建築物については、その多くが建築基準法上、避難行動要支援者が利用する用途の建築物である「児童福祉施設等」と位置付けられ、規制が強化されておりますことから、規制等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となる場合がありますので、早めの手続き等を行うようにしてください。

(4) その他

①指定の更新

事業者の指定は、6年ごとに更新の申請が必要であり、更新の指定を受けなければ効力を失います。

②事業所の廃止、休止、再開

事業所を廃止、休止するときは、その1か月前までに、その旨を届け出ることが必要です。

また、休止中の事業を再開した場合は、10日以内に、その旨を届け出ることが必要です。

③報告等

必要があると認めるとときは、事業者や従業者等に対して報告を求めることや帳簿書類等の提出、検査等を行います。

④勧告、命令等

従業者の知識若しくは技能又は人員について大分市条例で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認められるときには、勧告をします。この勧告に従わない場合には、公表、命令を行います。

⑤指定の取消

以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行います。

ア. 従業者の知識若しくは技能又は人員について大分市条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

イ. 大分市条例に定める運営基準に従って適正な事業の運営ができなくなったとき。

ウ. 介護給付費等の請求に関し不正があったとき。

エ. 市が求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ. 市が求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。

カ. 不正な手段により事業者の指定を受けたとき。

11. その他の留意事項について

(1) 防犯に係る安全の確保について

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。それを受け、国から、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障がい者、児童といった入所者や利用者等の安全の確保に努めるよう注意喚起がなされたところでございます。

地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図る上では、日頃から、設備の整備・点検、職員研修などの取組みに努めることや、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどが重要となります。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、下記の点検項目に留意の上、取組みを図っていただくようお願いいたします。

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを分けたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？” “何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動搖を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」を

あらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るために、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。

①警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）

②対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例 玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウインドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交換する。

③接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例 道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

④監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例 夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。

- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。

- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を隨時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じて

いるか。

○警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を隨時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

○施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。

○来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。

○利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。

○施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。

○施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。

○施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。

○施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

○施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・(利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限

定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難勧導等

○施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。
- ・事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動搖させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（1）の体制を確保する。

(2) 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

先般、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、別添1「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」の通知及び関係法令に基づくとともに下記事項に留意の上、各施設の非常災害対策に万全を期していただくようお願いいたします。

また、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、下記3の項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法につ

いて、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められるところから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添2「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添3「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）」をご参照願います。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起った際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」（平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課）<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>の資料も参考しながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒步等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・関係機関との連携体制等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知

等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として、「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課) <http://www.pref.ai.chi.jp/shogai/05jigousha/shitei/index.html> を併せて参考とすること。

3 調査項目案（予定）

(1) 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・障害者支援施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

(2) 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定期はいつか。

(3) 対象施設等

- ・障害者支援施設・療養介護事業所・生活介護事業所・短期入所事業所・自立訓練事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・共同生活援助事業所・障害児入所施設・児童発達支援事業所・医療型児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

【参考資料】

(別添1) 「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」
(平成28年9月1日雇児総発0901 第3号、社援基発0901 第1号、障障発0901 第1号、老高発0901 第1号)

(別添2) 「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添3) 「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

雇児総発0901第3号
社援基発0901第1号
障障発0901第1号
老高発0901第1号
平成28年9月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について

昨日8月31日、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の入居者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

つきましては、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

なお、本通知は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、事実関係を確認した上で、再度通知する可能性があることを申し添えます。

記

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。
2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1. の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
3. 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。
5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。

～●●市からのお知らせです～

水害や土砂災害から命を守るために！

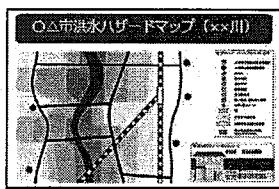
～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ

①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- ●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- ●●市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ

②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- ●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください※4。

ステップ

③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1: 大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2: 外出するら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

参考

避難に関する防災情報の入手方法について

●●市からの防災情報

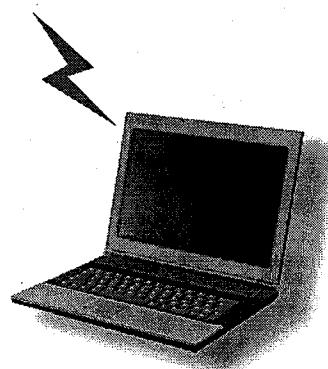
□ ●●市の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●>

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>



□ 防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。



その他の機関からの防災情報

□ ●●県の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●>

●●県内の防災情報について掲載しています。

□ 気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

□ 国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□ テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】

●●市役所 ●●課 ●●係
(●●県庁) ●●課 ●●係

電話: ●●●● - ●●●● - ●●●●
電話: ●●●● - ●●●● - ●●●●)

事務連絡
平成28年9月2日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第10号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付けで、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、避難準備情報が発令された場合には、災害時要配慮者の立ち退き避難を求めるなど、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成28年9月2日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年8月19日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていただくようお願いいたします。

また、災害発生の危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国・機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

(問合せ先)

内閣府(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

担当: 多田、吉松

電話: 03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当: 田中、和田

電話: 03-5253-7525

【ガイドラインP19に二重下線を追記】

表1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

立ち退き避難が必要な住民等に求める行動	
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

【ガイドラインP64に二重下線を追記】

<避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川）>

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

(3) 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障がい者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により平成30年3月31日まで延長されております。(以下、厚生労働省資料抜粋)

① 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおりです。

従業者	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 → 平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置・ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事した者 → 平成30年3月31日までの間の経過措置

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行いません。

② 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）について

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、掛け声及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としています。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いします。

＜同行援護事業所における人員基準＞

従業者	<ul style="list-style-type: none">○ 常勤換算2.5人以上・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能） <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○常勤で、かつ、原則として管理業務に従事する者（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

③ その他

経過措置期間中（平成26年10月1日から平成30年3月31日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定です。

（4）行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、従業者の更なる資質の向上を図るために行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮とともに、平成30年3月31日までの間、経過措置が設けられています。経過措置期間中に経過措置の対象となっている従業者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただこうとお願いいたします。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等については、今後調査を行う予定となっております。（以下、厚生労働省資料抜粋）

＜行動援護における従業者の要件＞

従業者	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有する者。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有する者の場合、当該基準に適合するとのみなす。
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有する者。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者にあっては、直接業務に5年以上の従事経験を有することで足りるものとする。

12. 大分市地域生活支援拠点等の整備推進事業について

(1) 目的

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、市内の実情に応じた、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とします。

障害者総合支援法第88条に基づき策定した第4期大分市障害福祉計画において、国の基本指針に即し、「平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。」こととしています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能について

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、既に地域にある機能を含め、次の5つの機能全てを設けるものとします。

① 相談

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい者等やその家族からの相談に応じる機能

② 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③ 緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障がい者等の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢になった障がい者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能

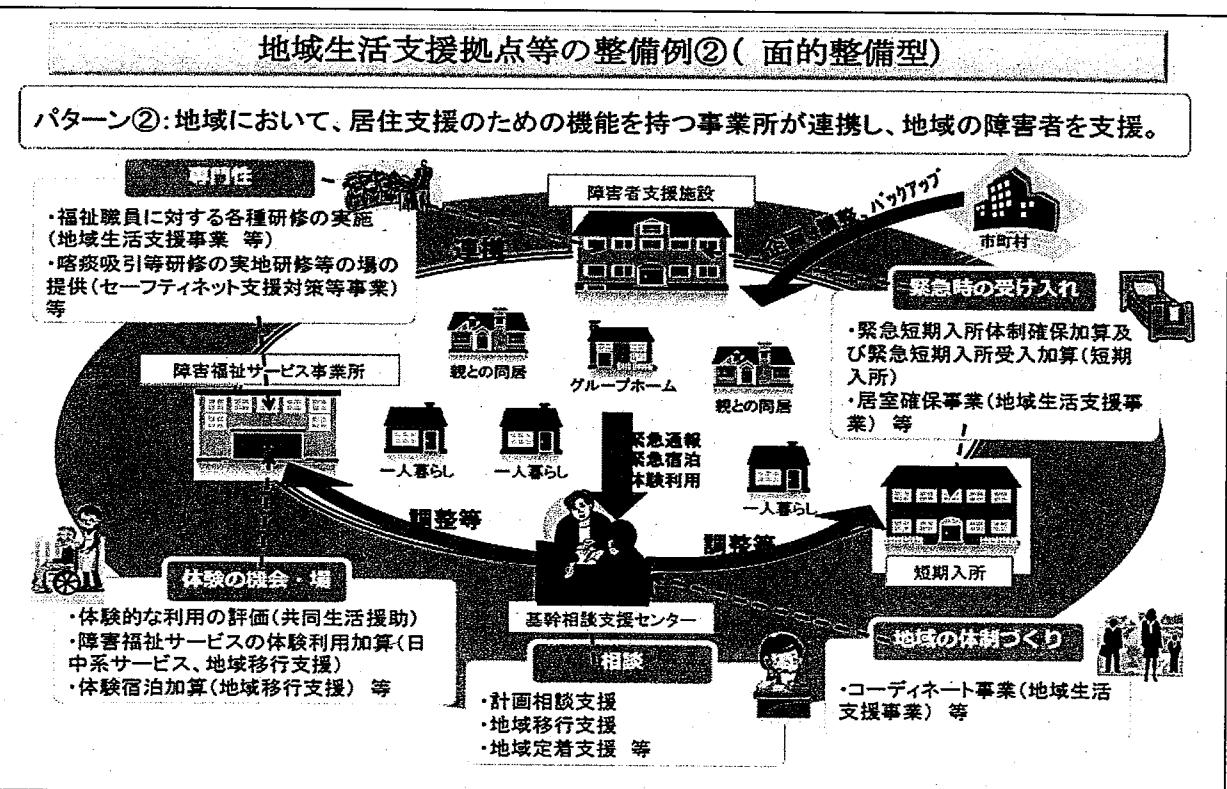
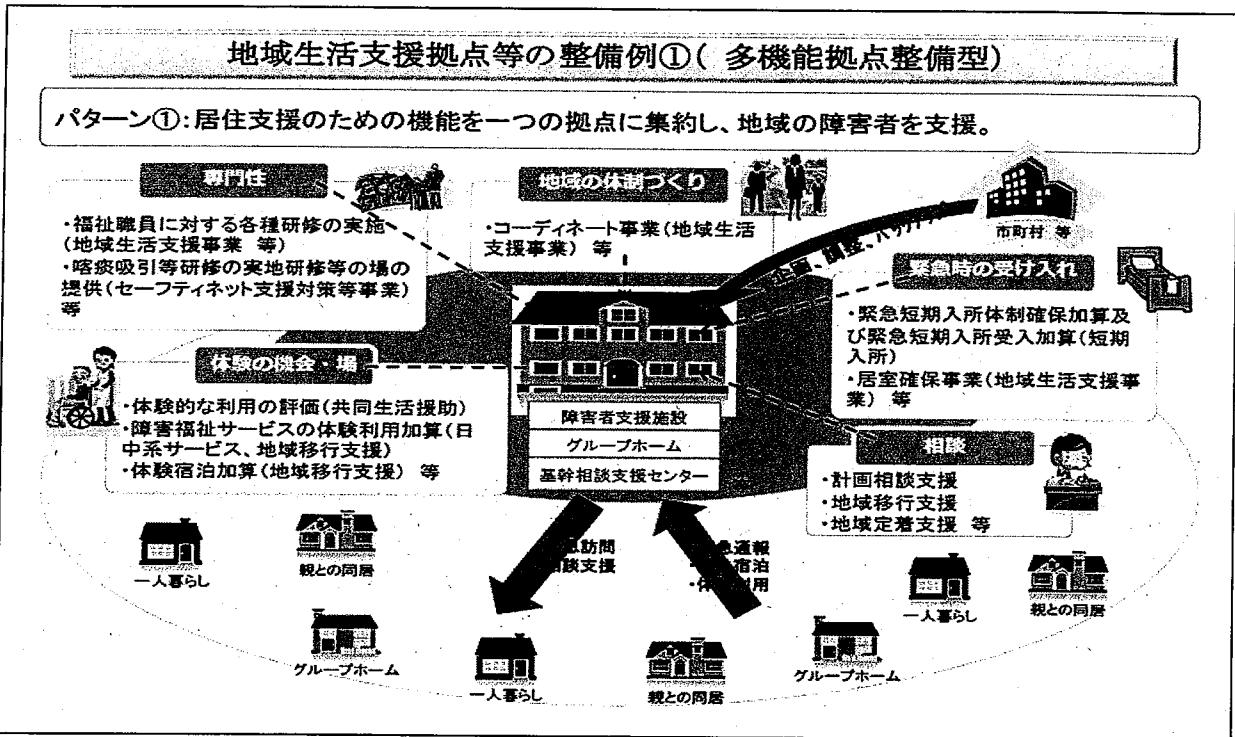
⑤ 地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により地域の障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

(3) 地域生活支援拠点等の整備手法について

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、ふさわしい整備方法を決定する必要があります。

国が示した整備手法のイメージ ①多機能拠点整備型 ②面的整備型



(4) 協議会等の開催について

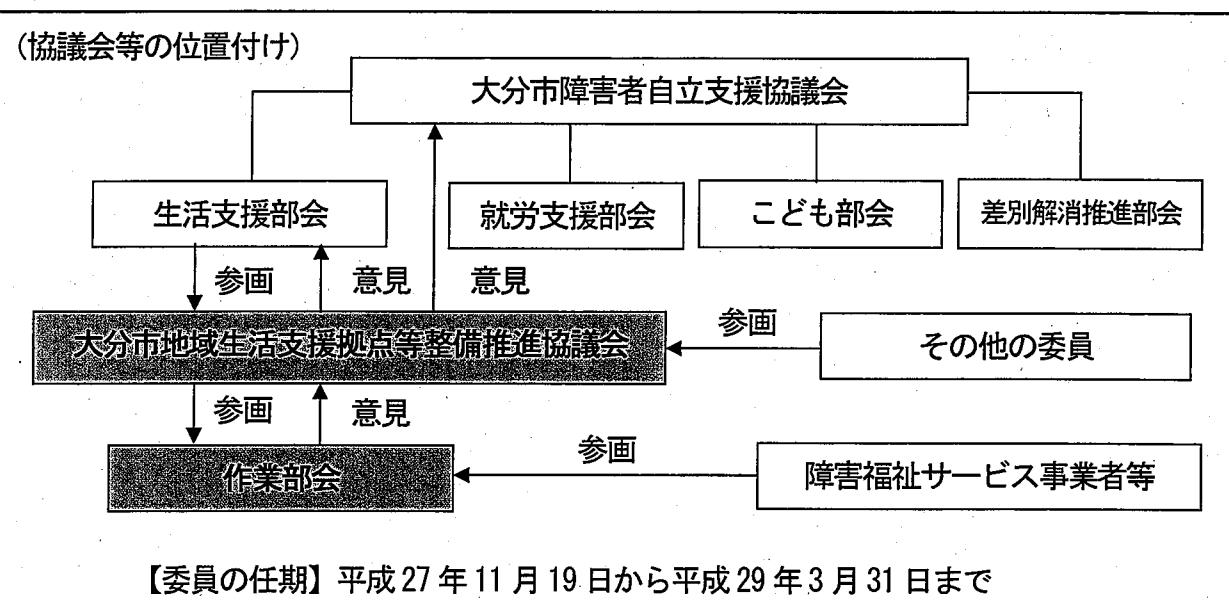
・地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催

本市における地域生活支援拠点等の整備に当たって、社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者等、地域の関係団体を構成員とする「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を平成27年11月に設置し、市内の実情に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について検討しています。

平成28年度中に、地域生活支援拠点等の整備の基本方針及び事業内容に係る意見を取りまとめることを目的としています。

・作業部会の開催

協議会に「作業部会」を設け、地域生活支援拠点等の整備についての具体的な検討等を行っています。



(5) 大分市地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

厚生労働省は、地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度において、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていくことを目的に「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施しました。

本市は、地域生活支援拠点等の整備について先進的に取り組むため、モデル事業へ応募し、全国9箇所が選定され、その内の1箇所として事業を実施することになりました。

モデル事業の詳細については、次のURLの厚生労働省のHPに掲載しておりますので、ご参照ください。

【厚生労働省HP 地域生活支援拠点等推進モデル事業】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

なお、当該モデル事業で報告した内容については、平成27年度末時点の整備（案）であり、最終案に向けて、平成28年度も引き続き協議を進めているところです。

(6) 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案について

大分市における現時点の大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案については、下記の課題等を踏まえ、次のページに示しているとおりです。

【障がい者の地域生活における喫緊の課題】

- ・障がい者の高齢化・重度化により、在宅で介護する家族の負担が大きくなっている、さらに、障がい者と暮らす家族の高齢化により、家族の介護力が低下しているため、今後、生活基盤となる暮らしの場が不安定になる傾向が顕在化する。
- ・必要な介護や日常的なサポート等で頼れる者（親族等）も少なくなっている、介護者の突然的な病気・怪我等のリスクが高まっている。
- ・現在、入所施設には空きがないため、障がい者が可能な限り地域生活を続けられるような障害福祉施策が求められている。

障がい者とその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには・・・

【必要な地域生活支援体制】

障がい児者及び家族にとって、夜間でも休日でも相談ができる、万が一のときに必要な支援を受けることができる体制が必要である。

いつでも緊急相談ができる窓口の創設。

(緊急相談事例)

家族の体調不良、死亡、本人の急なパニックや体調不良、行方不明、虐待、家庭内暴力、DV等

緊急時に必要な対応をしてくれる人的・物的体制の構築。

(緊急対応事例)

自宅等の現場確認、面談、見守り、短期入所等までの送迎や付き添い等

委託相談支援事業所について、いつでも（24時間365日）開所できる場所が必要である。ホルトホール大分は、施設の運営として、第2・4月曜、年末年始は閉所しなければならない。

物的体制
人的体制

緊急対応支援員の配置

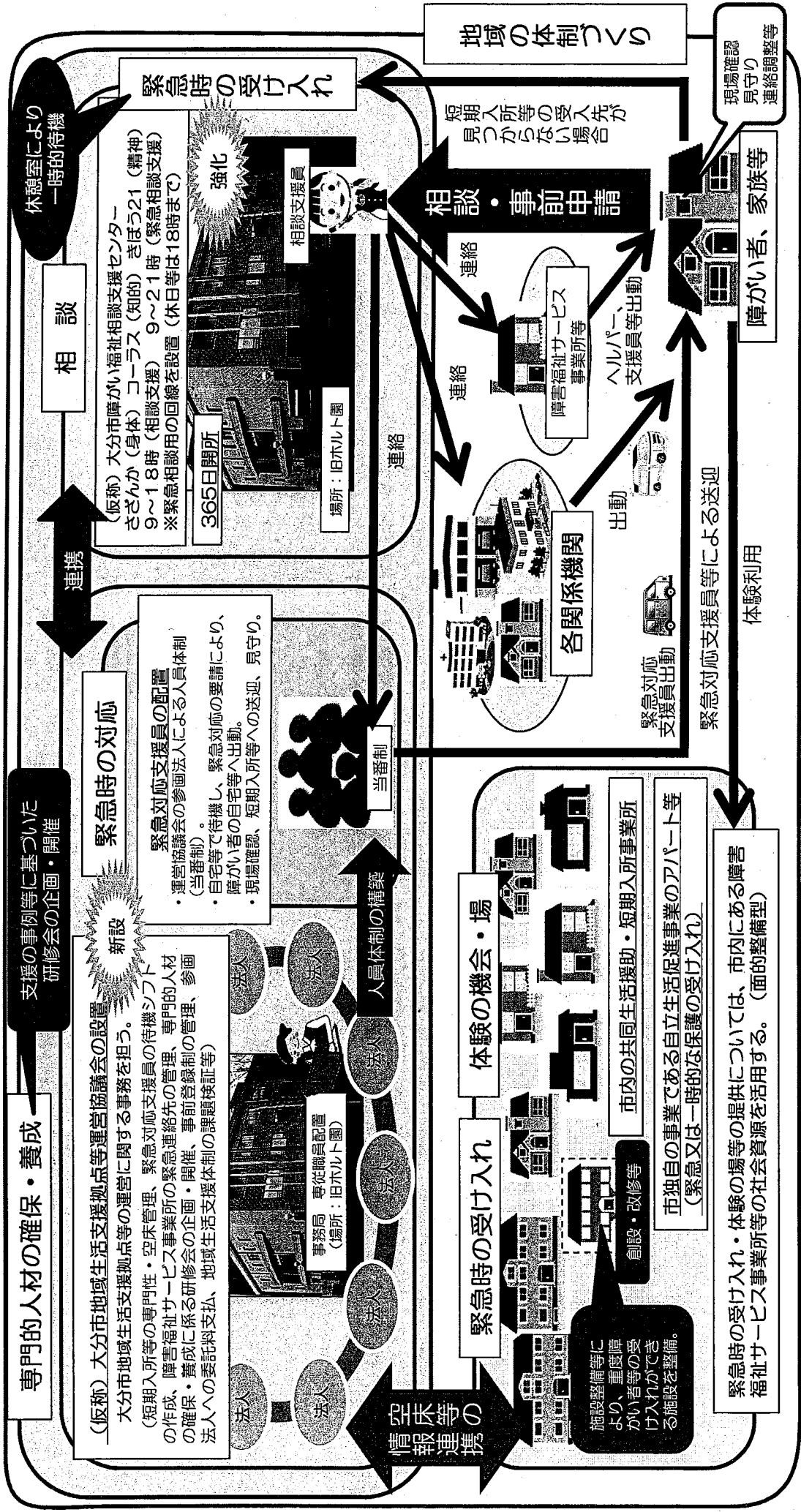
短期入所が空いていない、法人と連絡が繋がらないなどの場合に、最終的に一夜を過ごすための場（施設）が必要である。

当該事業で独自の施設運営が可能な施設

受け入れ先として、空いた部屋を有効活用ができる施設

旧ホルト園（大分市王子新町5番1号※大分西部公民館と同じ建物）への移転・活用

大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ（面的整備型）について（運用開始平成29年度末）



（大分市地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる5つの機能の整備内容について）

- ①相談・連絡
 - ②体験の機会・場
 - ③緊急時の受け入れ・対応
 - ④専門的人材の確保・養成
 - ⑤地域の本制づくり
- （大分市地域生活支援拠点等による運営の延長による対象者の拡大等を図る。）
- （相談支援員の派遣による緊急対応体制を構築する。）
- （研修会等定期的に開催する。）
- （施設整備等による受け入れができる施設設備を整備。）
- （（仮称）大分市地域生活支援拠点等の運営準備を行つて、関係機関との連携体制を設置し、短期入所等の整備を行う。）

(7) 相談支援体制について

モデル事業の案として、24時間365日対応の相談窓口の創設を目指し、具体的な検討を行ってきましたが、現状として参画法人の職員数に余裕が無いこと、新規に採用する場合でも、現在の就職・求人状況を踏まえると、適切な職員を確保できるという確証も得られないことなどから、平成29年度末までに必要な人材を確保することが困難であると判断し、運営開始時は、24時間の相談支援を行わないことにしました。

しかしながら、地域生活支援体制を強化するため、開所時間を9時から21時まで(現在は18時まで)に延長し、夜間帯の相談支援を強化するとともに、今後を見据えて、夜間帯の相談支援のニーズを検証します。

また、場所を旧ホルト園（大分市王子新町5番1号）へ移転し、年末年始等を含めた365日対応の相談窓口として、創設することにしました。

運営開始後は、中・長期的な視点に立って、夜間帯の相談支援のニーズ等を検証した上で、段階的に開所時間を延長するかどうか検討する予定です。

(8) 緊急対応について

①緊急時の受け入れ先について

緊急時の受け入れ先については、市内の短期入所や市の独自の事業「障害者自立生活促進事業（アパート等による宿泊訓練等）」におけるアパート等、旧ホルト園の休憩室等を緊急又は一時的な保護の受け入れ先として考えております（面的整備型）。

②障害福祉サービス事業等を利用している障がい者等からの緊急相談について

障害福祉サービス事業所等においては、当該事業所等を利用している障がい者等の個人的な情報を多く有していることから、緊急対応の手順としては、障害福祉サービス事業所等を利用している障がい者等から緊急相談があった場合は、委託相談支援事業所から当該事業所等の緊急連絡先へ連絡を入れ、必要な情報（障がい者の疾病や服薬の種類・方法等の医療面の情報等）の聞き取り等を行うことを考えております（併せて、当該事業所等により緊急対応ができるかどうかの確認も行います。）。

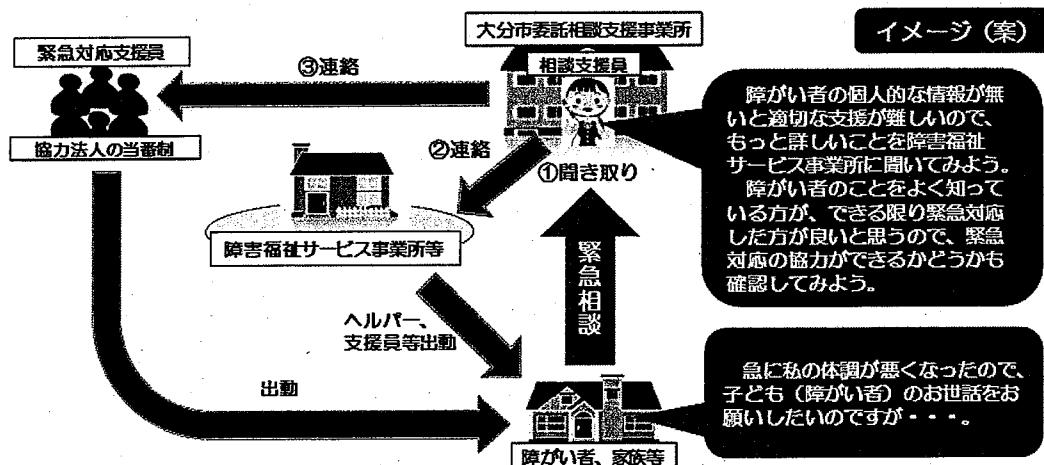
よって、今後、障害福祉サービス事業所等の指定を受けている事業所ごとに緊急連絡先を指定してもらい、緊急時における障害福祉サービス事業所等への緊急連絡体制を構築いたします。平成29年度において、各法人への照会等により緊急連絡先を集約する予定です。

緊急連絡表のイメージ（案）

事業所名	緊急連絡先	備考
○○事業所	① 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ② 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	管理者 〇〇〇 サービス管理責任者 〇〇〇
	① 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ② 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	サービス管理責任者 〇〇〇 生活支援員 〇〇〇
△△事業所	① 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ② 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	管理者 〇〇〇 世話人 〇〇〇
	① 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ② 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	月 水 木 土のみ 火、金、日のみ

【相談支援員の一次的な対応として】

- ①電話等により相談内容の聞き取りを行う。
- ②障がい者等が障害福祉サービスを利用している場合は、当該事業所等の緊急連絡先に連絡をし、情報収集、緊急対応の要請等を行う。
- ③障がい者への直接的な支援が必要であり、障害福祉サービス事業所等が緊急対応ができないときは、必要に応じて、「緊急対応支援員」に連絡を入れて、支援のサポート等の要請を行う。



③緊急対応支援員について

緊急時の直接的な支援（自宅等の現場確認、面談、見守り、短期入所等までの送迎、付き添い等）については、参画法人（次ページ参照）の当番制により、「緊急対応支援員」が自宅等で待機（1日当たり2名）しておき、緊急時に直接的な支援が必要なときは、委託相談支援事業所の要請により、出動することを考えております。

緊急対応支援員の運用案については、下記のとおりです。

緊急対応支援員の運用(案)について

(対応事例)

- ・障がい者の自宅等の現場確認。
- ・旧ホルト園での一時保護における見守り。
- ・短期入所事業所等までの送迎付き添い。
- ・虐待事件につき保護要請があった場合の障がい者の安全確保・対応。
- ・家族関係トラブルに対しての介入・事態の収束等

緊急出動の回数は、年間件数と見込んでいます。

(対応レベル)

- ・緊急派遣事業の中でも緊急対応支援員が一名で対応可能なレベルのもの。
- ・緊急対応支援員一名では対応困難で、複数による派遣を要するものであったり、相当な専門性が必要とされるレベルのもの。

【待機人数】2名 ※支援員の資格は問わない。

【配置頻度等】法人ごとの当番制 ⇒ 待機シフトの作成は、（仮称）地域生活支援拠点等運営協議会事務局が担う予定。

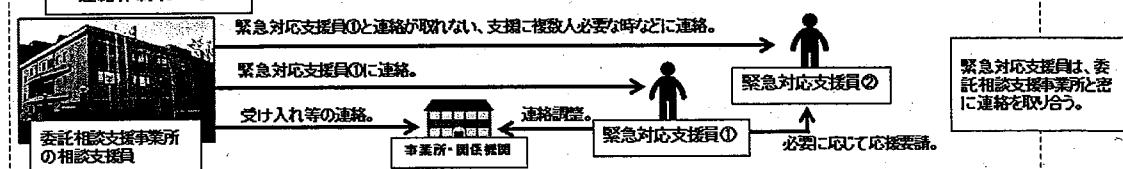
【待機時間】【平日】18時～21時（緊急対応があれば、21時以降の延長が有り得る。）

【上記以外の日】9時～18時（緊急対応があれば、18時以降の延長が有り得る。）

【現在の協力法人（委託相談支援事業所を含む。）】

（福）大分市社会福祉協議会、大分市福祉会、大分すみれ会、幸福会、シンフォニー、新友会、杉の木会、博愛会、（医）謙誠会 計9法人

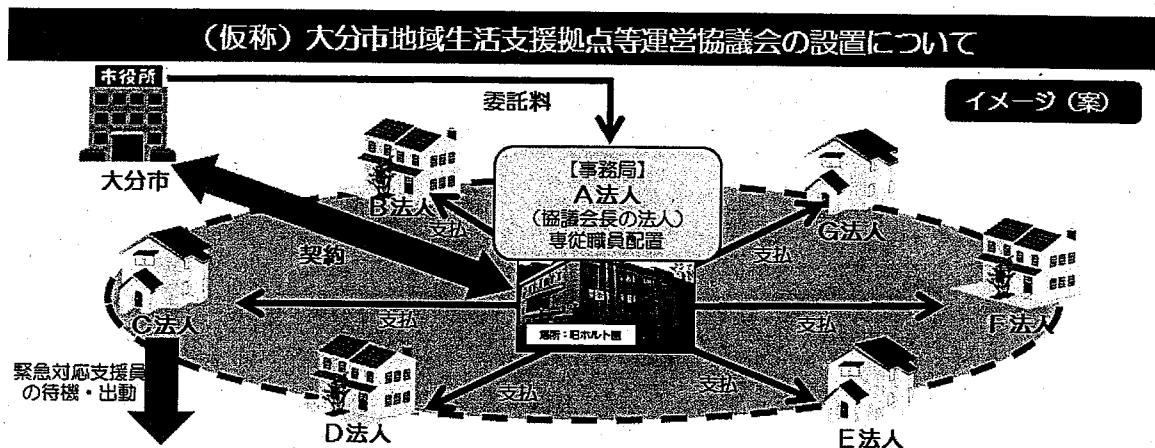
連絡体制イメージ



シフト表イメージ
(1週間にど法人交代の場合)
具体的には今後検討する予定。

日	月	火	水	木	金	土
A法人						
B法人						
C法人						
D法人						
E法人						

委託契約については、下記イメージ案のとおり、「(仮称) 地域生活支援拠点等運営協議会（以下「運営協議会」という。）」を設置し、大分市と運営協議会が年間の委託契約を締結し、運営協議会事務局が参画法人（運営協議会に参画する法人）へ待機・出動実績に応じて委託料を支払っていくことを考えております。



委託単価については、「待機」及び「緊急出動」に対するそれぞれの委託単価を考えており、金額については、地域定着支援サービス費等を参照しながら、現在検討中です。

参画法人については、現在、委託相談支援事業所を含めて9法人に参画していただいているますが、本市としては、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するという事業趣旨に照らし、また、一法人の負担を軽減するといった意味からも、できる限り多くの法人に「緊急対応支援員」の配置についてご協力いただきたい存じます。

つきましては、「緊急対応支援員」の配置の協力が可能かどうかを法人ごとにご検討いただき、ご協力いただける場合は、別紙「(仮称) 大分市地域生活支援拠点等運営協議会への参画について」を障害福祉課まで提出をお願いいたします。

(提出期限) 平成28年11月30日(水)

(提出・問合せ先) 大分市障害福祉課障害福祉サービス担当班 則次

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話：097-537-5658 FAX：097-537-1411

syogaifuku@city.oita.oita.jp

参画していただく法人について、今後の協議内容について情報提供するとともに、様々なご意見等も伺っていきたいと考えております。

別紙の電子データは、大分市ホームページからダウンロードできます。

「大分市ホームページ」⇒「仕事・事業者」⇒「障害福祉関係事業者」⇒「障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします」のNo.144に「(仮称) 大分市地域生活支援拠点等運営協議会への参画について」があります。

なお、運営を開始してからも、実際の支援を通じて、様々な問題が生じてくることが予想されるため、段階的に課題対応・見直しを行っていく予定です。

13. 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としており、障害者基本法第4条で基本原則として規定された「差別の禁止」を具体化するための措置を定めています。

(1) 法の対象範囲

①障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を指し、いわゆる障害者手帳所持者に限定されません。

②事業者

商業その他の事業を行う者を指します。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思を持って行う者が対象です。

※事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は本法の対象外となります。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための措置

①不当な差別的取扱いの禁止

○障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がい者の権利利益の侵害を禁止しています。

- 【例】・障がいがあることを理由に、スポーツクラブの入会を断られた
- ・車いすの利用を理由に飲食店の入店を断られた

○ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いにはなりません。

- 【例】・障がい者を優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- ・合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い

○「不当な差別的取扱いの禁止」は、行政機関等及び民間事業者に対して法的義務が課せられます。

②合理的配慮の不提供の禁止

○個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

【合理的配慮の例】

- ・筆談、読み上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応
- ・乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け

※意思の表明

個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指します。なお、知的障がい等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合に、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含みます。

※過重な負担

行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務の遂行に及ぼす影響等を考慮して過重な負担に当たるかを判断します。

○社会的障壁

障がいのある方にとて、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを指します。

- ・社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ・制度（利用しにくい制度など）
- ・慣行（障がい者の存在を意識していない慣習）
- ・観念（障がい者に対する偏見など）

○「合理的配慮の不提供の禁止」は、行政機関等には法的義務、民間事業者には努力義務が課せられます。

※禁止事項の整理

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ⁽⁴⁾ <small>*民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。</small>	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

